

参考資料 手話言語条例近隣3市の状況

三郷市こころつながる手話言語条例 (平成29年4月1日施行)	越谷市手話言語条例 (平成30年3月20日施行)	八潮市手話言語条例 (平成30年9月21日施行)
<p>言語は、社会生活を営む上で欠かせないものである。</p> <p>手話は、音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合い、社会生活を営むための生活の言葉として、手話を大切に育んできた。</p> <p>しかし、長い間、手話を使用できる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを取ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。</p> <p>手話は言語であり、生活の言葉が音声言語だけではないことを市民一人ひとりが理解し、それぞれの言語を尊重することが重要である。</p> <p>ここに私たちは、手話に対する理解を深め、これを広く普及させるとともに、手話を使用しやすい環境の整備を図り、もって市民一人ひとりが、互いの人格と個性を尊重し合う、こころつながる三郷市を目指して、この条例を制定する。</p>	<p>言語は、お互いの意思や感情を伝え、理解し合い、知識を蓄え、文化を創造し、継承する上で必要不可欠なものです。</p> <p>日本手話をはじめとする日本の手話（以下「手話」という。）は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。そして、ろう者などの手話を必要とする方（以下「手話を必要とする方」という。）が自分らしく生きていく上で、手話は、かけがえのないものです。</p> <p>しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、使用される環境が整えられてこなかったことから、手話を必要とする方が生活していく上で、今でも多くの不便や不安が生じています。</p> <p>そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、日本語と共存することになりました。</p> <p>ここに、市民一人一人が、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする方が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、とも</p>	<p>手話は、音声言語とは異なり、手や指の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であって、ろう者にとって、物事を考え、意思疎通を図り、社会生活を営むためのかけがえのないものである。</p> <p>しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使う環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。</p> <p>こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが明記されたことに鑑み、手話に関する認識が社会において広く共有されることが求められている。</p> <p>ここに、八潮市は、手話に対する理解を深め、手話を広く普及させるとともに、ろう者が手話を使って意思疎通を図り、安心して暮らすことができる環境を整え、もって全ての市民がともに生き、ともに支え合い生活することのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p>

三郷市こころつながる手話言語条例	越谷市手話言語条例	八潮市手話言語条例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話に対する理解及び普及促進並びに手話を利用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、すべての市民が、社会的な障壁によって分け隔てられることのない地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 手話に対する理解及び普及促進並びに手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、すべての市民が、互いにその個性と人格を尊重することを基本として行わなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解及び普及促進を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第4条 市民及び事業者は、第2条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるも</p>	<p>に働き、ともに暮らすことができる地域社会を目指すため、この条例を制定します。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、社会的な障壁によって分け隔てられることなく、全ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 手話は、日本語と同様に一つの言語として尊重されなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話に対する理解及び普及を促進するとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民(市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で活動する個人又は団体をいう。)は、第2条に規定する基本</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、市民に必要な言語として尊重されることを基本として行うものとする。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るとともに、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第4条 市民(市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業その他の活動を行う個人又は団体をいう。)は、第2条</p>

三郷市こころつながる手話言語条例	越谷市手話言語条例	八潮市手話言語条例
<p>のとする。</p> <p>(施策の推進)</p> <p>第5条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策</p> <p>(2) 手話を習得し聴覚に障がいのある者を支援する人材を養成するための施策</p> <p>(3) 手話その他の意思疎通手段による情報の共有の機会を拡充するための施策</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策</p> <p>2 市は、前項の施策のほか、市が別に定める障がい者に関する計画に基づき、施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>3 市は、第1項の施策を実施するときは聴覚に障がいのある者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>(災害時の対応)</p> <p>第6条 市は、災害時において、手話その他の意思疎通手段を必要とする者に対し、情報の共有のための支援に努めるものと</p>	<p>理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(施策の推進計画)</p> <p>第5条 市は、市が定める障がい者に関する計画に従い、次に掲げる施策の推進計画を定めるものとする。</p> <p>(1) 手話を理解するための機会の提供</p> <p>(2) 手話に関する周知</p> <p>(3) 手話を習得し、手話を必要とする方を支援する人材の養成</p> <p>(4) 手話その他の意思疎通手段による情報の取得及び共有の機会を拡充</p> <p>(5) その他この条例の目的を達成するために必要な施策</p> <p>2 市は、前項の推進計画の策定又は変更にあたっては、手話を必要とする方その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p>	<p>に規定する基本理念に対する理解を深めるとともに、市の推進する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(施策の推進)</p> <p>第5条 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき市が定める障がい者に関する計画において、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備を推進するための施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 市は、前項の施策を実施するときは、ろう者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</p>

三郷市こころつながる手話言語条例	越谷市手話言語条例	八潮市手話言語条例
<p>する。</p> <p>(財政上の措置)</p> <p>第7条 市は、第5条の施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(財政上の措置等)</p> <p>第6条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第6条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>